

在宅での看取りの要件の検証 ～その人らしさを大切にした一事例～

多 湖 裕 美 辻 奈津子 小 島 純 子 花 村 明 里

要旨：超高齢社会に突入し、在宅での終末期医療の需要は増大している。当院では、在宅看取りの要件として4つの要件を事前に確認することとしている。しかし、独居や高齢者世帯が増加しているため、4つの要件を全て満たした状況で在宅移行をすることは困難であることが多い。今回は4つの要件を満たさないまま終末期を過ごした事例について検証した。その結果、4つの要件は病状の変化と共に、訪問看護過程で全て整えることができることを確認した。要件が事前に満たされていなくても、在宅看取りが可能となる事例もあることがわかったため、ここに報告する。

I. はじめに

超高齢社会に突入し、在宅での終末期医療の需要は増大している。当院は訪問看護室を備えた300床の急性期病院である。当院の訪問看護室として「その人らしさを大切にした生活を支えること」を基本方針に掲げ、マニュアルに在宅看取りの要件として、1本人が希望している。2家族も希望している。3複数の介護者がある（福祉サービスの利用も含む）。4かかりつけ医の協力体制がある。の4つの要件を事前に確認している。しかし、家族の不安が優先し在宅での看取りが困難な事例も多い。

今回、上記の看取りの要件を満たさないまま、在宅での終末期に踏み切った事例を通して、看取りの要件についての支援を検証した。

II. 事例紹介

A氏、70歳代、女性

病名：肺小細胞癌終末期

家族：B氏、80歳代の友人女性で60年間同居。訪問看護は入退院支援看護師からの依頼で、目的は在宅療養の不安軽減であった。3か月間訪問看護を実施し、病状悪化のため入院した。入

院18日目に本人の希望で退院し、在宅で昇天された。

III. 倫理的配慮

対象者には、協力は自由意思であること、個人情報が特定されないようにすること、学会で発表する事を説明し、承諾を得た。

IV. 看護実践

「看取りの要件」に沿って過程を述べる。

1. 本人が希望している

入院中から最期を迎える時まで家で過ごしたいという希望は強く、ゆるがないものだった。

2. 家族も希望している

B氏は家族ではなく長年の友人関係であった。不安が強く入院を希望していたが、訪問看護でB氏の介護を認め、精神的支援を実施した。「仕方ない」という形ではあるが在宅看取りを受け入れていった。

3. 複数の介護者がある（福祉サービスの利用も含む）

介護者はB氏のみで、訪問介護や訪問入浴はA氏が拒否していた。複数の介護者は困難であったが、訪問看護の回数を増やし、緊急時対応や電話での支援を行った。

4. かかりつけ医などの協力体制がある

自宅で最期を迎えるには、訪問診療をしている主治医に変更する事が必要であると説明。しかし当院の主治医を信頼していたことや専門の医師から離れることの不安があった。状態悪化に伴い呼吸困難感も増強。最期まで自宅にいたいという意思を繰り返し確認し、通院困難になった時点で、近医からの訪問診療を受け入れた。訪問診療開始後5日目に眠るように最期を迎えた。

V. 考 察

超高齢化社会に突入し、独居や高齢者世帯が増加するため、看取りの4つの条件をすべて満たした状況で在宅移行することは難しくなっていくと考える。

訪問看護開始時には、本人が希望している以外の要件は満たされていなかった。しかし、4つの要件は、病状の変化と共に、訪問看護過程で全て整えることができる事が確認できた。結果的に、在宅で看取るための4つの要件は必要不可欠であることがわかった。

VI. おわりに

在宅での看取りの要件は、事前に満たされていなくても、訪問看護過程で整えば在宅看取りが可能となる事例もある。

今後の課題として、独居の事例の体制整備をする必要がある。

参考文献

野嶋佐由美、渡辺裕子：「終末期患者の家族への看護」：
家族看護 1(2)、日本看護協会出版会、東京、2003